

# 佐世保工業高等専門学校寮生保護者会会則

(令和8年2月3日制定)

(名称)

第1条 本会は、佐世保工業高等専門学校寮生保護者会と称する。

(目的)

第2条 本会は、佐世保工業高等専門学校学生寮（以下「学寮」という。）の管理運営について協力するとともに、学寮における教育及び生活指導に関する理解を深め、寮生の健全な成長に資することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 寮生の教育及び生活指導並びに福利厚生のための援助に関すること。
- 二 施設設備の拡充整備の助成に関すること。
- 三 その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本会は、寮生の保護者を会員として組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、会員の中から次の方法によって選出し、総会の承認を得る。

- 一 会長及び副会長は、総会において選出する。
- 二 理事及び監事は、総会に諮り会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 三 理事は、会務の運営・執行にあたる。
- 四 監事は、第11条に定める経費の会計監査にあたる。

(事務)

第9条 本会に関する事務は、学生課寮務係において処理する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 4 役員会は必要に応じて開催する。
- 5 本会の予算、決算及び会則の改廃その他重要事項は、役員会の議を経て、総会に報告し承認を得るものとする。
- 6 役員会及び総会は、ウェブ会議システムまたは電磁的方法により開催する。
- 7 前項の電磁的方法とは電子メールによる議案の送付およびこれに対する回答、または本会が指定する所定の電子フォームへの入力による表決をいう。
- 8 総会の議事は、会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 第7項に定める電磁的方法による表決において会長が別に定める期限までに回答がなかったときは、当該議案に賛成したものとみなすことができる。ウェブ会議システムによる会議を欠席した会員が、別途行う電子的方法による表決にも回答しなかった場合も同様とする。
- 10 前項の規定に基づき議案の採決を行う場合、会長は会員に対し、議決権行使の期限を明示しなければならない。前項の規定は、この期限内に会員からの回答がなかった場合に限り適用するものとする

(経費)

第11条 本会の経費は、寮費及び雑収入等をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。